

広報うらやす制作委託
公募型プロポーザル募集要項

令和6年5月

浦安市 企画部 広聴広報課

1 趣旨

この要項は、広報うらやす制作業務（以下「本業務」という。）を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 件名

広報うらやす制作委託

(2) 業務内容

別紙「広報うらやす制作委託内容書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで

(4) 委託金額の上限

委託期間における委託金額の上限は、97,643千円（消費税を含む）とする。

3 担当課

浦安市 企画部 広聴広報課

住所： 〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

TEL： 047-712-6056 E-mail: kochokoho@city.urayasu.lg.jp

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和6年5月28日（火）
質問の締切	令和6年6月4日（火）午後5時
質問への回答	令和6年6月10日（月）
応募締切（応募書類（別表1）の提出期限）	令和6年6月28日（金）午後5時
第1次審査（書類審査）結果の通知	令和6年7月5日（金）予定
制作紙面等の提出期限	令和6年7月19日（金）午後5時
第2次審査（ヒアリング審査）の実施	令和6年7月29日（月）予定
選定結果の公表	令和6年8月上旬予定
契約協議・契約の締結	令和6年8月予定

5 応募手続き

(1) 募集の実施

浦安市公式ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。

(2) 質問の受付と回答

質問事項は、「広報うらやす制作委託公募型プロポーザル応募様式集」の質問書（様式1）に必要事項を記入して提出するものとする。

- ①受付期間 令和6年5月28日（火）午前9時から令和6年6月4日（火）午後5時まで
- ②提出先 浦安市企画部広聴広報課
- ③提出方法 担当課にEメールにて提出すること。なお、Eメールの件名は「広報うらやす制作委託公募型プロポーザル質問書」とすること。
また、質問書の提出後、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間（正午～午後1時を除く）に担当課に電話にて着信確認を行うこと。
- ④回 答 令和6年6月10日（月）から浦安市公式ホームページにて公表する。
ただし、担当課が本業務及び選定に関係のない事項、審査の公平性に影響する事項、単に意見表明と解される内容等と判断するものについては回答しない。

(3) 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出するものとする。なお、作成方法の詳細は、応募様式集に従うものとする。

- ①受付期間 令和6年6月11日（火）～令和6年6月28日（金）午後5時（必着）
※土・日曜日を除く
- ②受付時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
- ③提出先 浦安市企画部広聴広報課（浦安市役所3階）
- ④提出方法 浦安市公式ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、広聴広報課に直接又は郵送で提出すること。
- ⑤提出書類 別表1のとおりとする。
- ⑥提出部数 11部（正本1部・コピー10部）

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする。

(4) 制作紙面の提出

第1次審査に合格した応募者は、次のとおり制作紙面を提出するものとする。

- ①受付期間 令和6年7月5日（金）～令和6年7月19日（金）午後5時（必着）
※土・日曜日、祝日を除く
- ②受付時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
- ③提出先 浦安市企画部広聴広報課（浦安市役所3階）
- ④提出方法 必要書類を整え、広聴広報課に直接又は郵送で提出すること。
- ⑤提出書類 第1次審査結果通知後にCD-Rにて提供する広報うらやすプレゼンテーション用原稿を基に、応募者の提案（「⑦提案について」参照）を盛り込み成果品と同等の紙面を作成する。
作成における留意事項は次のとおりとする。
ア データにある文章および資料を参考とし、提案を盛り込んだ紙面を作成する。
イ データにある写真はすべて使用しなくてもよい。イラスト等の追

加は可能とする。

ウ 表紙については、下段の市長コラムを含む1日号のものと、市長コラムを含まない15日号のものの2パターン作成するものとする。

エ 制作紙面の紙質及びサイズについては、正本は成果品と同様のものとするが、コピーは自由とする。ただし、コピーについても印刷は実寸で行うものとする。

⑥提出部数 11部（正本1部・コピー10部）

⑦提案について 市では、施策や事業を多くの市民に知ってもらうため、また市民に継続的に読んでもらいまちづくりへの参加意識を醸成するため、多くの方に広報紙への興味を持ってもらいたいと考えている。このための紙面デザインや構成、見せ方など、独自の提案を募集する。

(5) ヒアリングの実施

応募業者毎に次のとおりヒアリングを実施する。応募者によるプレゼンテーションに必要なプロジェクター及びスクリーンは市で用意するため、事前に申し出ること。ただし、制作紙面の提出時まで添付していない資料等を新たに提出することはできない。

①実施日時等 令和6年7月29日（月）に実施予定。正式な時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

②出席者 業務の責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含めて4名以内とする。

③内容 業務提案書及び制作紙面の内容に関する説明20分以内及び質疑応答10分程度の30分程度を予定する。
なお、説明は先に提出した資料の記載内容を逸脱しない範囲とし、主担当者が主として行うこと。

6 応募者の参加資格要件

応募しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

イ 令和6・7年度浦安市入札参加資格者名簿の委託業種に登録されていること。または、受託予定者に選定された後速やかに登録申請を行い、登録できること。

ウ 応募書類の提出日から契約の締結日までに、浦安市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要項の規定による停止措置を受けていない者であること。

エ 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続中でないこと。

- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法第77号)第2条第2項に掲げる暴力団またはその構成員の統制下でない者。
- キ 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税の滞納がある者でないこと。
- ク 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の応募締切日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。

7 審査及び選定

(1) 選定委員会

委託事業者の選定は、浦安市「広報うらやす制作委託」プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行う。

選定委員会は次の6人で構成する。

- 委員長 企画部長
- 委員 企画部次長、福祉部次長、広聴広報課長、広聴広報課広報・企画戦略係長、外部審査委員

(2) 第1次審査（書類審査）

選定委員会は、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認した上で、別表2「第1次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い上位5者程度を選定する。

応募者が5者未満の場合、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって、審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

(3) 第2次審査

選定委員会は、別表3「第2次審査の評価基準」に基づき業務提案書、制作紙面およびプレゼンテーションの内容等を評価し、最高点を獲得した応募者を業務の受託予定者として選定する。

最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、「見積額」の点数が最も高い応募者を受託予定者として選定する。

ただし、選定された事業者が、次の各号に掲げる条件に該当する場合は、無効とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出書類に記載された制作担当者が、選定後に担当できない場合
- ③ 結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ④ その他、募集要項に定める事項に違反した場合

8 選定結果の通知公表

第1次審査の結果については、応募者にEメールで通知する。

第2次審査の結果については、第2次審査対象者にEメールで通知するとともに、業務の受託予定者を浦安市ホームページで公表する。

審査及び選定結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。

応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

9 契約協議及び契約

市は、第2次審査の結果を踏まえ、受託予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整った際には、速やかに契約を行うものとする。

前項において、協議が整わない場合、市は第2次審査において、評価により順位づけされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

10 応募にかかる注意事項

- ① 提出書類の作成等、応募に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- ② 受託者決定後、受託者以外の提出書類は返却するものとする。ただし、応募者の了承があれば、市において破棄するものとする。
- ③ 提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。
- ④ 浦安市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、受託者から提出された書類は個人情報を除き公開するものとする。

11 本市から提供する資料

広報うらやすプレゼンテーション用原稿(CD-R。第1次審査結果通知後に合格者へ提供・要返却)

別表1 応募書類の内容

提出書類	備考	様式
参加申込書	様式に従って記載してください。	様式2
法人概要書	様式に従って記載してください。 様式に記載した内容の補足として、パンフレット等の資料を添付することも可とします。	様式3
業務提案書	以下の内容を記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 企画構成案 特集記事の企画立案に関する提案や、紙面の読みやすさなどの工夫点、独自の取り組みやサービスなどについて記入してください。 2 制作工程案 合理性があり、実現可能な編集工程について記入してください。 3 編集体制案 制作に伴う編集体制について記入してください。 4 制作担当予定者リスト 受託した場合の制作担当予定者とその実績について記入してください。 様式の内容を満たすものであれば、任意の書式（A4サイズ20ページ以内）でも可とします。	様式4
業務費調書	見積書を提出してください。なお、契約期間を踏まえ適正な業務費調書の提出に留意してください。 様式の内容を満たすものであれば、任意の書式でも可とします。	様式6
誓約書	令和6・7年度浦安市入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要です。様式に従って記載してください。	様式7

※そのほか、市が必要と認めたときは追加書類の提出を要請する場合があります

別表2 第1次審査の評価基準

評価項目	判断基準	配点
応募者の概要	応募の理由が明確で、熱意が感じられるか評価する	15点
過去の実績	過去の業務の実績が十分あるか評価する	15点
業務提案	業務提案書の内容を評価する	20点
合	計	50点

別表3 第2次審査の評価基準

評価項目	判断基準	配点
企画構成	本市にとって有意義な提案内容となっているかを評価する	20点
独自の提案	独自の創意・工夫、サービスにより、広報紙の課題解決のための工夫について期待ができるかを評価する	20点
紙面のレイアウト・デザイン	制作紙面を基に、企画力・編集力を評価する。	20点
制作工程	制作工程に合理性があるかを評価する。	20点
編集体制	十分な人員確保ができているか等を評価する。	15点
見積金額	次の計算式に基づき、見積金額の点数を算出する。 1. 全応募者の中で、提案額が最小の応募者 5点 2. 上記以外の応募者 上記応募者の提案額÷提案額×5点 ※算出した値の小数点以下1位を切り捨てして算出した整数値を点数とする。	5点
合	計	100点